

## あやめ池遊園地跡地地区の基本方針

- 周辺の自然環境と、調和のとれた広告物の設置に関する基本構想
  - ・ 周辺の自然環境と緑豊かで、ゆとりとうるおいのある景観の創出のため、落ち着いたある自然な広告景観づくりを目指す。
  - ・ 良好な風致景観にふさわしく調和のとれたデザインとする。
  - ・ 周辺区域の環境やあやめ池の眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。
  - ・ 緑の多い良好なまちの保全とまちなみとが一体感を創るような広告景観づくりを目指す。
  
- 周辺の自然環境と、調和のとれた広告物の表示又は設置に関する基本的事項
  - ・ 落ち着いたある、自然な景観  
    周辺の自然環境に溶け込み違和感のないデザインとする。
  - ・ 風致地区の景観にふさわしい、調和のとれた屋外広告物  
    風致地区の環境に調和し、建築物とのバランスについて配慮する。
  - ・ 屋上広告物の規制  
    周辺の眺望を阻害しないよう屋上広告物は設置しない。
  - ・ 緑とまちが共存できるまちづくり  
    緑の多い良好なまちの保全とまちなみとが一体感を成し、「歩いて暮らせるまち」にふさわしいデザインとする。

[指定年月日]平成20年4月14日

● 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

| 地域及び場所<br>種 別          |                | 商業地域                                                                                                                                    | 商業地域以外                                         |
|------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 全<br>広<br>告<br>物       | 広 告 物<br>の 用 途 | 当該地区内に関する表示内容に限る。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。                                                                               |                                                |
|                        | 照 明            | 1. 点滅しないものに限ること。<br>2. 動画等を表示するものは設置しないこと。<br>3. 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。<br>4. イルミネーションネオンサインは設置しないこと。                            |                                                |
|                        | 色 彩            | 地色については、白、ベージュ、その他これに近い淡色とし、各広告物の表示面積の10分の3以上確保すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。<br>1. グレー、茶、紺を地色にする場合<br>2. 建物と広告物の調和が取れている場合<br>3. 壁の色と同等の場合 |                                                |
| 屋 上 広 告 物              |                | 設置しないこと。                                                                                                                                |                                                |
| 軒<br>下<br>広<br>告<br>物  | 壁 面<br>広 告 物   | 1. 自己外の広告物については設置しないこと。<br>2. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。<br>3. 3階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。<br>4. 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。                    |                                                |
|                        |                | 1. 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。<br>2. 窓のガラス面及び内側からの掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。                                 | 1. 枠付き広告幕は掲出しないこと。<br>2. 窓のガラス面及び内側からの掲出しないこと。 |
|                        | 突 出<br>広 告 物   | 設置個数は、1テナントごとに1壁面3箇所までとすること。<br>設置高さは、複数テナントであっても1壁面最大3箇所までとすること。                                                                       |                                                |
| 塀 垣 広 告 物              |                | 1. 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。<br>2. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。                                                                                |                                                |
| 広 告 塔                  |                | 高さは、8メートルまでとする。                                                                                                                         | 設置しないこと。                                       |
|                        |                | 1. 自己外の広告物については設置しないこと。<br>2. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。                                                                                      |                                                |
| 建 植 広 告 物<br>( 広 告 板 ) |                | 1. 自己外の広告物については設置しないこと。<br>2. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。                                                                                      |                                                |
| アーチ広告物                 |                | 設置しないこと。                                                                                                                                |                                                |
| 気 球 広 告 物<br>広 告 幕     |                | イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。                                                                                                        |                                                |

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 電 柱 広 告 物<br>は り 札<br>は り 紙<br>立 看 板 | 設置しないこと。 |
|--------------------------------------|----------|



- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域

